

## 第 72 回審査会（令和 2 年 8 月 5 日）

13 時 31 分 開会

### 【1 開 会】

事務局 定刻となりましたので、川崎委員長よりお願いいたします。

委員長 皆様、こんにちは。

本日の審査会につきましては、審査会委員 5 名に対し、出席委員 4 名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしておりますので、ただいまより、第 72 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日は、6 議題となっておりますので、会の進行にご協力をよろしくお願いします。

議題に入る前に、事務局におかれては、4 月の人事異動により職員が異動になっているということですので、簡単に自己紹介願います。

（事務局自己紹介）

### 【2 議 題】

#### 《（1）令和元年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（報告）》

委員長 それでは、議題（1）「令和元年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（報告）」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 （別紙資料に基づき説明）

委員長 事務局からの説明は終わりました。委員の皆様より、質問等はございますか。特にないようでしたら、次にまいります。

#### 《（2）オンライン画面による個人情報の目的内利用について（報告）》

委員長 次に、議題（2）「オンライン画面による個人情報の目的内利用について（報告）」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 住民情報オンラインシステムのオンライン画面により個人情報を新たに利用する場合については、基本的に個人情報の目的外利用に該当し、個人情報保護条例第 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の制限の例外として、当審

査会に諮問してきたところです。

しかしながら、収集した業務の目的の範囲内で個人情報を利用する場合は、個人情報の目的内利用に該当し、当審査会へ諮問する理由はありませんが、オンライン画面により個人情報を利用することは、提供先が、いつでも必要に応じて個人情報を入手し得る状態となることから、慎重に判断するために、当審査会に報告するとともに、総務課へ協議するよう運用を定めているところであり、その運用に基づき、報告させていただきます。

この度は、3事業において、いずれも住民基本台帳画面をオンラインによる目的内利用をしています。本来であれば、事業実施前に報告し、ご意見をいただくべきところではありますが、事前にご連絡させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出されたことで、審査会の開催を見合わせていたことにより、事後報告となるものです。

それでは、1つ目の事業の所管課の新型コロナ感染症生活支援課より報告いたしますので、職員を入室させます。

(新型コロナ感染症生活支援課職員入室及び自己紹介)

委員長            それでは、説明願います。

新型コロナ感染症生活支援課  
(別紙資料に基づき説明)

委員長            所管課からの説明は終わりました。委員の皆様より、質問等はございますか。

(質疑応答)

委員              オンライン画面は専用のカードを持った担当者しか見られないものだったと記憶していますが、取り扱いは変わっていませんか。

新型コロナ感染症生活支援課  
                      取り扱いが変わっていません。

委員              問い合わせはどのくらいありましたか。

新型コロナ感染症生活支援課  
                      直近で把握している件数はコールセンターと窓口あわせて15,382件です。加古川市では、いつ振り込まれるかななどの給付の進捗状況がホームページで確認することができましたので他市に比べると少なかつたのではないかと考えています。

委員              利用する個人情報のうち、給付要件についてはどこを確認するのですか。

新型コロナ感染症生活支援課

4月27日現在の住所地で判断するため、その前後の異動者からの問い合わせが多く、住民届出日、転出年月日を確認していました。

委員長            その他特にございませんか。特にないようでしたら、所管課の皆さんには退出願います。

(新型コロナ感染症生活支援課職員退室)

事務局            続きまして、2つ目の事業の所管課の産業振興課より報告いたしますので、職員を入室させます。

(産業振興課職員入室及び自己紹介)

委員長            それでは、説明願います。

産業振興課        (別紙資料に基づき説明)

委員長            所管課からの説明は終わりました。委員の皆様より、質問等はございますか。

委員                給付要件である「生活保護を受けていないこと」の確認はどのようにされているのですか。

産業振興課        別途、目的外利用の申請をしたうえで、生活福祉課に確認しています。

委員長            その他特にございませんか。特にないようでしたら、所管課の皆さんには退出願います。

(産業振興課職員退室)

事務局            続きまして、3つ目の事業の所管課の学務課より報告いたしますので、職員を入室させます。

(学務課職員入室及び自己紹介)

委員長            それでは、説明願います。

学務課 (別紙資料に基づき説明)

委員長 所管課からの説明は終わりました。委員の皆様より、質問等はございますか。

委員 転校の情報はどこから来るのですか。学校からですか、それとも住民票担当課ですか。

学務課 学校から来る場合と、住民票の異動情報を通してくる場合の両方があります。

委員 住民票が異動になった場合は、どのようにしてどこの学校の児童生徒であると把握するのですか。

学務課 転居の手続きをすると住民票が変わり、同じオンラインシステム上で学務課内の別の係が所管する学齢簿に反映されます。その場合は2週間に1回予定しています手動更新時に反映されますが、それまでに転校の情報を得た場合にはオンライン画面による住民基本台帳を参照したいと考えております。

委員 校務系ネットワークについては、セキュリティ上の問題はありませんか。

学務課 本庁のネットワークとは別ですが、同様の取り扱いをしていますので問題ありません。

委員長 その他特にございませんか。特にないようでしたら、所管課の皆さんには退出願います。

(学務課職員退室)

《 (3) 見守りカメラ画像データの目的内利用について (報告) 》

委員長 次に、議題 (3) 「見守りカメラ画像データの目的内利用について (報告)」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 見守りカメラにおける個人情報の取扱いについては、平成 28 年 12 月開催の第 63 回審査会において、諮問第 39 号として諮問し、収集した個人情報の目的外利用、外部提供、開示請求等について答申をいただいたところですが、この度実施機関内においてデータを利用する目的内利用についてルールを制定することを考えております。見守りカメラの運用につきましては、慎重に判断するために報告させていただきます。

それでは、所管課の生活安全課より報告させますので、職員を入室させます。

(生活安全課職員入室及び自己紹介)

委員長            それでは、説明願います。

生活安全課        (別紙資料に基づき説明)

委員長            所管課からの説明は終わりました。委員の皆様より、質問等はございますか。

委員                被害発生後の利用とはどのような場合を想定されていますか。

生活安全課        同じ地点の、災害前・災害時・災害後の一連の流れを確認するもので今後の災害の防止を目的としています。

委員                条例では目的として「犯罪の防止、事件等の早期解決、その他市民生活の安全確保」となっているが、規則の改正案では先に「市民生活の安全確保」が来ており逆転してしまっているがどうお考えですか。

生活安全課        条例では犯罪の抑止を主目的とし、現状外部への提供としては警察がすべてとなっていますが、市の内部利用としては犯罪抑止として利用するには判断が難しいため、主目的を災害時にしたものです。

委員                過去の諮問では、犯罪防止が主目的であったと記憶していますが、変更するということですか。

生活安全課        主目的については警察への提供で変わりありません。内部利用の指針がなかったため庁内で有効利用するために定めるものです。

委員                利用用途が広がりすぎないかの心配があります。

生活安全課        今は災害時のみを想定しており、今後も目的の範囲内として認められるもののみ提供します。これまでは、明文化されたものがなく、目的内利用できない理由がないと解釈することも可能であったため、目的と合致しないものについては断るためにも今回規定するものです。

委員長            条例の目的では「犯罪の防止、事件等の早期解決」が前面に出ていますが、規則の改正案について、「設置目的の範囲内として」としたうえで、条例でいう「その他市民生活の安全確保」にあたるとされる災害に関連するものが前面に出ており目的にずれが生じているのではないかとのご意見がありました。位置付けだけの問題かと思われますので、検討していただければと思います。

(生活安全課職員退室)

《(4) 諮問第 45 号(個人情報の外部提供の制限の例外について)について(報告)》

委員長           次に、議題(4)「諮問第 45 号(個人情報の外部提供の制限の例外について)について(報告)」に入ります。事務局より説明願います。

事務局           令和 2 年 3 月 2 日開催の当審査会において諮問しました諮問第 45 号につきまして、いただいたご意見を踏まえ、担当課である国民健康保険課において再度検討をしたことによる報告がございますので、職員を入室させます。

(国民健康保険課職員入室及び自己紹介)

委員長           それでは、説明願います。

生活安全課       (別紙資料に基づき説明)

委員長           所管課からの説明は終わりました。委員の皆様より、質問等がございますか。

委員長           その他特にございませんか。特にないようでしたら、所管課の皆さんには退出願います。

### 【3 その他】

委員長           それでは、次に、「その他」についてですが、何かございますか。

(各委員特になし)

委員長           事務局の方はどうですか。

事務局           次回の審査会を 10 月 21 日(水) 13 時 30 分開始で行いますのでよろしくお願いいたします。

委員長           それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

14 時 30 分   閉会

※会議録については、要点筆記としています。